

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、契約書頭書第6（解体工事に要する費用等）に定める書面

（建築物に係る解体工事の場合）

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し ■有り □無し	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( 腐朽 )
③外装材、上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④基礎、基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用

□欄には、該当箇所に「レ」を付すか「■」とすること。

2. 請負代金額のうち解体工事に要する費用（受注者の見積金額）

解体工事（土木工事の場合、撤去工事等の、工作物の機能を失わせる工事）にかかる費用（元請業者の見積り）を記入する。ここでは、解体から運搬車への積み込みまでの工程に要する直接工事費を記入する。[仮設費及び運搬費は含まない]

3,675,000 円

※税抜き

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

裏面のとおり

4. 請負代金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（受注者の見積金額）

特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に伴う費用（元請業者の見積り）を記入する。ここでも2.と同様、直接工事費を記入する。

4,725,000 円

※税抜き

(書き切れない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇興業 (株)	△△市 □□町 1-1
木材	日本〇〇 (株)	〇〇市 △△町 1-2
木材	〇〇ボード (株)	△△市 〇〇町 1-1

資材持ち込み先施設の所在地を記載すること。  
 ※施設を運営する業者で、施設所在地と事務所所在地が異なる場合は、施設所在地であること。

- ※受注者が選択した施設を記載。
- ※特定建設資材廃棄物の種類は、「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「木材」「アスファルト・コンクリート」の4種類から選択して記入。